



～水産環境整備の推進～ 平成22年度水産基盤整備の展開方向  
( 左上：魚礁付近の魚群（長崎県） 右上：防波堤に形成された藻場（秋田県）  
左下：干潟の耕うん（山口県） 右下：秋サケの水揚げ（北海道） )

### CONTENTS

平成22年度水産基盤整備関係予算の概要 .....	漁港漁場整備部計画課	2
第12回日韓漁業共同委員会の結果について .....	資源管理部国際課	6
回遊魚 .....	漁政部企画課長 徳田 正一	7
平成22年3月のプレスリリース .....		8

# 平成22年度水産基盤整備関係予算の概要

漁港漁場整備部計画課

## I はじめに

平成22年度予算の編成にあたっては、「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）に基づき、ムダづかいや不要不急な事業を根絶すること等により、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項の実現を図るとともに、行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえ、大胆な歳出の見直しを行うこととされています。

これを受け水産基盤整備では、昨年11月に実施された事業仕分けの評価結果である、10%程度の予算要求の縮減、緊急性のある投資効果の高いものへの絞り込み、水産資源の回復に資する事業への重点化を図ることとなりました。具体的には、当初予算額として822億円（対前年比68.6%）を計上し、水産資源の回復、漁港の高度衛生管理、漁港施設等の老朽化などの課題に適切に対応するための事業に重点化を図るとともに、新規採択地区は、事業の必要性、緊急性の高い地区に限定するなどして事業実施地区数の絞り込みを行いました。

また、地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的

表-1 平成22年度水産基盤整備事業当初予算の概要

(金額単位：百万円)

事 項	H21' 当初予算	H22' 当初予算	対前年比
水産基盤整備事業	119,860	82,227	0.686
水産物供給基盤整備	90,752	70,446	0.776
直轄特定漁港漁場整備事業	19,297	16,033	0.831
うちフロンティア漁場整備事業	1,054	1,349	1.280
うち直轄漁港整備事業	18,243	14,684	0.805
地域水産物供給基盤整備事業	27,575	15,444	0.560
広域水産物供給基盤整備事業	41,270	33,470	0.811
うち広域漁港整備事業	32,790	26,564	0.810
うち広域漁場整備事業	8,480	6,906	0.814
水産基盤ストックマネジメント事業	1,220	4,407	3.612
漁港施設機能強化事業	400	640	1.600
浮魚礁漁場整備事業	500	206	0.412
漁港関連道整備事業	490	246	0.502
水産資源環境整備	12,800	2,276	0.178
水域環境保全創造事業	2,800	2,276	0.813
漁場保全の森づくり事業	10,000	—	皆減
漁村総合整備	11,750	4,949	0.421
漁港環境整備統合事業	380	—	皆減
漁業集落環境整備事業	4,140	—	皆減
漁村再生交付金	7,230	4,949	0.685
水産基盤整備調査（直轄・補助）	504	517	1.026
水産基盤整備補助率差額等	4,054	4,038	0.996

※計数は四捨五入によっているので、端数においては合計とは一致しない場合がある。

〈参考〉農山漁村地域整備交付金について

事 項	H21' 当初予算	H22' 当初予算	対前年比
農山漁村地域整備交付金（公共）	—	150,000	皆増

～事業内容～

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備を進めるため、農業農村基盤整備、森林基盤整備、水産基盤整備、海岸保全施設整備、効果促進事業を一体的に実施する。このうち、水産基盤整備では、漁港施設整備、漁場造成、水域環境保全、漁港漁村環境整備等が実施可能なスキームとなっている。

な整備を進めるため、農業農村、森林、水産の各分野でそれぞれが実施してきた既存制度を見直し、新たに農山漁村地域整備交付金（1,500億円）を創設し、この中で漁港施設整備、漁場造成、水域環境保全、漁村の生活環境施設等の整備を行うことにしています。

このほか、内閣府計上である地域再生基盤強化交付金（約1,034億円）の一部として、港整備交付金、汚水処理施設整備交付金が計上されており、この中で漁港や漁業集落排水施設の整備が可能となっています。

## 平成22年度当初予算額

水産基盤（公共） 82,227百万円（対前年比：0.686）  
 [農山漁村地域整備交付金 150,000百万円の内数（皆増）]

## II 重点事項

22年度事業の実施にあたっては、「1. 水産環境整備の推進」、「2. 漁村の総合的な活性化対策の推進」を重点事項として取り組むこととしており、その具体的な内容は以下のとおりです。

### 1. 水産環境整備の推進

低位水準にある我が国周辺水域の水産資源の回復と漁場生産力の向上を図るため、漁場整備の考え方を転換し、生態系全体の生産力の底上げによって水産資源の増大を図る環境基盤の整備を広域的に展開する「水産環境整備」を推進します。

具体的には、沖合資源の増大のため、国の直轄漁場整備として、アカガレイ・ズワイガニを対象とした事業を引き続き推進するとともに、マアジ・マサバ・マイワシを対象とした事業に新たに着手します。

また、水産資源の回復・増大と豊かな生態系の維持・回復が図られるよう、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を新たに推進するとともに、環境・生態系保全活動と連携した藻場・干潟の保全・創造など水産資源の増大に資する漁場造成、漁場の効用回復のための堆積物の除去、底質改善等の事業を推進します。

### 2. 漁村の総合的な活性化対策の推進

厳しい経済情勢が続く中、活力が低下している漁村地域においては、地域資源の活用による魅力と個性の発揮（訪れたい漁村）、快適で効率的な生産環境の創出（働きたい漁村）、安全で快適な生活環境の創出（暮らしたい漁村）を今後目指すべき新たな漁村の姿として捉え、非公共施策との一層の連携強化を図りつつ、産地販売力の強化、生活環境整備、防災対策等総合的な活性化対策を推進します。具体的には、産地の生産・流通機能の向上と販売力の強化を図る

ため、拠点漁港における衛生管理対策を推進します。

また、都市との交流など地域の特性を活かした取組と連携し、生産基盤と生活環境整備を一体的に推進するとともに、自然災害による漁船等の被害や浸水被害を予防する漁港施設の機能強化、漁村の防災・減災対策、漁港・漁場施

設の長寿命化対策等の事業を推進します。

### Ⅲ 新規拡充事項

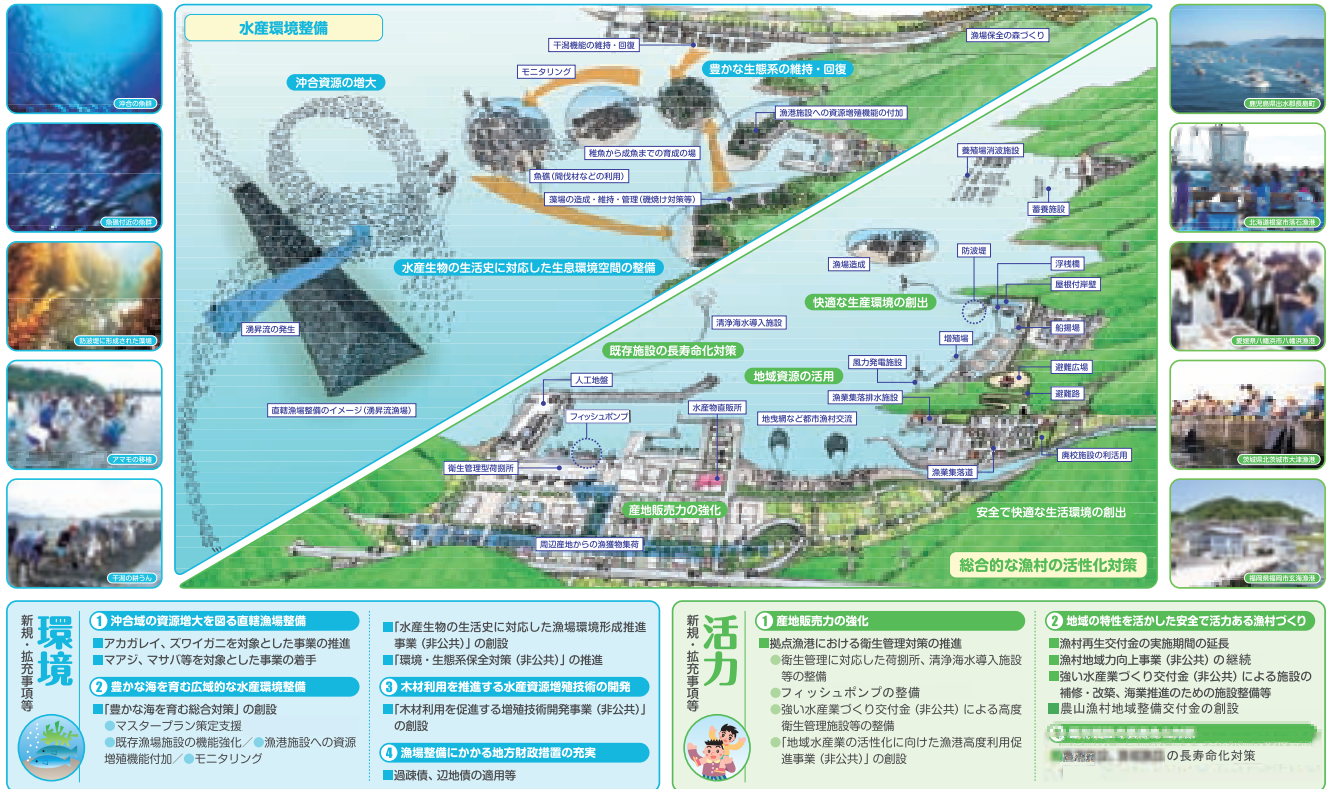
#### 〈水産環境整備の推進〉

#### 1. フロンティア漁場整備事業（新規地区）

本事業は平成19年度に創設され、これまで日本海西部

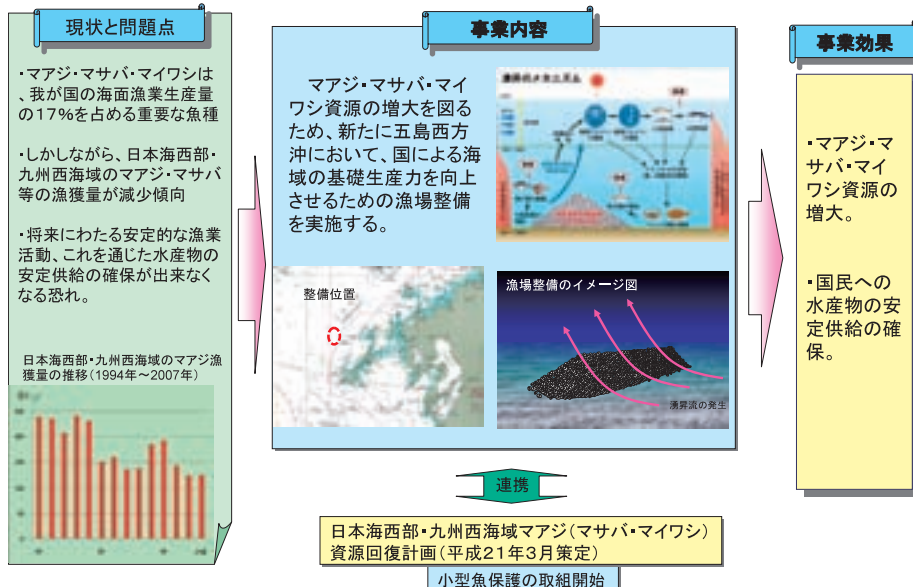
## 平成22年度 水産基盤整備の展開方向

### －水産業と漁村の未来を切り開く「環境」と「活力」への重点投資－



図－1 平成22年度予算 水産基盤整備の展開方向

### マアジ・マサバ等を対象としたフロンティア漁場整備事業



図－2 マアジ・マサバ等を対象としたフロンティア漁場整備

の排他的経済水域において、アカガレイ・ズワイガニを対象とした保護育成礁の整備を進めてきています。新たに22年度からは、長崎県五島西方沖において、資源が減少しているマアジ・マイワシ・マサバを対象とした湧昇流漁場の整備に着手します。

## 2. 豊かな海を育む総合対策事業（新規）

産卵・育成の場となる藻場・干潟の減少や磯焼け等による生産力低下によって、水産動植物の生育環境が悪化していることから、漁場環境を空間的な視点から捉え、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を実施します。具体的には、都道府県が策定するマスタープラン（策定費については、調査費補助において優先的に支援）に基づき、漁場造成や漁場環境保全の事業を総合的に実施するものであり、①魚礁、増殖場の造成（新設、機能強化）に係る事業及び漁場の保全のための事業、②漁港施設への資源増殖、餌料培養の機能付加、③事業実施期間中のモニタリング、④生活史の各段階に応じた漁場の機能強化技術の開発・実証の取組みを行います。漁業者等による藻場・干潟等の保全活動の取組み等、関連非公共事業との連携に配慮することとしています。

### 〈総合的な漁村活性化対策の推進〉

## 3. 水産物流通機能高度化対策事業（拡充）

衛生管理に対応した荷さばき所、清浄海水導入施設等の整備要件について、水産物のブランド化や農工商連携、輸出促進に取り組んでいる地区については水揚金額10億円以上とするほか、岸壁の附属施設として「魚類移送施設

（フィッシュポンプ）」を本事業の対象施設に追加します。

また、地域全体の衛生管理体制の強化を図るために、周辺の補完的な役割を担う漁港を必要に応じて計画に位置づけ、必要な衛生管理水準の確保を図るとともに、消費者団体等川下の需要者側との連携を強化するため、①本事業の基本計画の策定にあたり、消費者団体等の意見を聴く機会を設けること、②消費者団体、小売業等の行う施設整備を必要に応じて計画に規定できることとします。

## 4. 水産基盤ストックマネジメント事業（拡充）

本事業については平成20年度に創設され、主要な漁港施設の長寿命化対策を実施してきましたが、以降、機能保全調査及び対策の進展により、海洋土木構造物の機能保全に対する知見の集積やライフサイクルコストの低減が図られていることから、新たに、漁港施設用地（人工地盤）、漁場施設として増殖場（消波施設、中間育成施設に限る。）、養殖場（消波施設、区画施設に限る。）を事業対象施設に追加し、今後増大することが予想される水産施設の更新コストをより一層縮減します。

## 5. 漁村再生交付金（拡充）

平成17年度から5年間の事業として本事業を創設・実施し、水産基本計画及び漁港漁場整備事業長期計画の着実な進捗にも寄与してきましたが、漁業生産量及び魚価の低迷、下水道普及率や自動車交通可能道比率が小都市に比べて依然として低水準で若年層の流出による人口減少と高齢化に歯止めがかからない等の漁村の現状を踏まえ、引き続

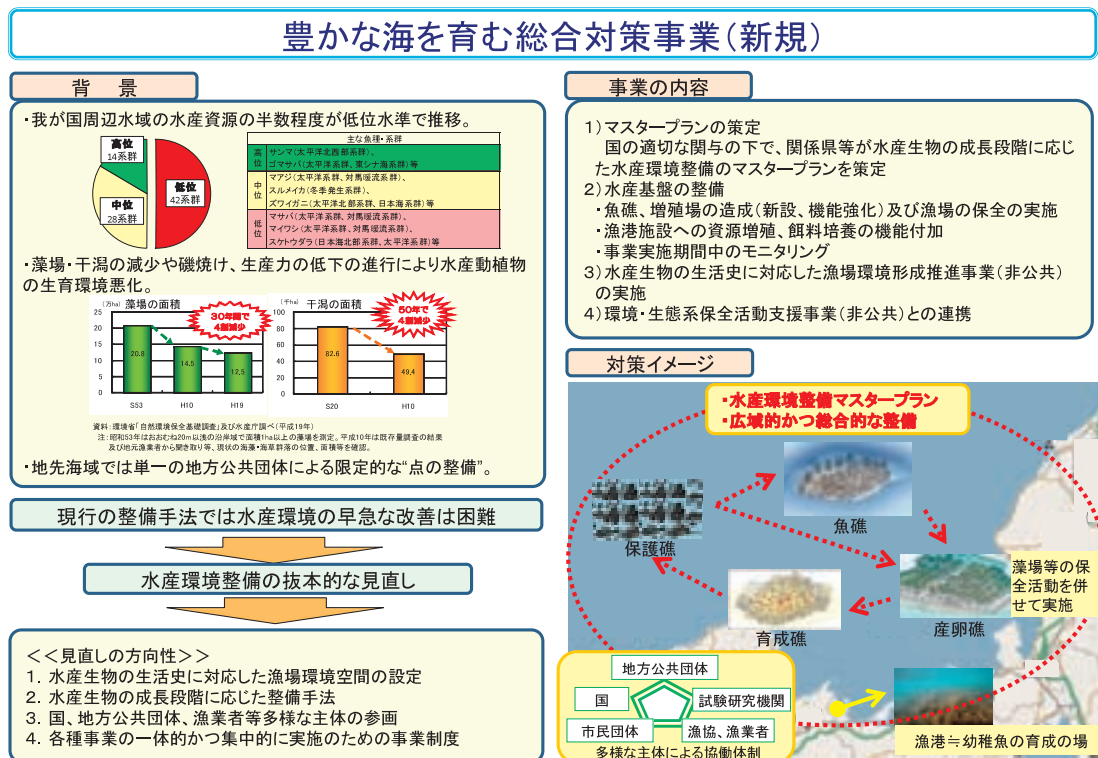


図-3 豊かな海を育む総合対策事業

き事業を継続して実施する必要があることから、非公共事業との連携を図りつつ、一部事業要件等を見直した上で事業を推進することとする。

### 6. 農山漁村地域整備交付金（新規）

農山漁村地域において、農業農村、森林、水産、海岸の各分野でそれぞれが実施してきた既存の事業を見直し、農

山漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様なメニューの中から必要な事業を自由に選択できるとともに、自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施が可能な、使い勝手のよい新たな交付金を創設し、農山漁村地域の総合的な整備を推進します。

## 水産基盤ストックマネジメント事業（拡充）

### 目的

平成20年度の事業創設以降、漁港施設の機能保全対策の検討・実施が着実に推進され、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減が図られていると同時に、海洋土木構造物の機能保全に対する知見が集積されつつある。これらの知見をこれまで事業対象としていなかった漁場施設等に活用し、今後増大することが予想される水産施設の更新コストの更なる縮減を図る。

### 【事業対象施設】

事業対象施設【現行】	対象施設【追加分】
○漁港施設 ・外郭施設（防波堤、護岸等） ・係留施設（岸壁、船揚場等） ・輸送施設（道路、橋） ・漁港施設用地（護岸）	○漁場施設 ・漁港施設用地（人工地盤） ○漁場施設 ・増殖場（消波施設、中間育成施設に限る） ・養殖場（消波施設、区画施設に限る）

### 【事業対象施設のイメージ】



漁港施設用地(人工地盤)※漁港施設



増殖場(護岸)※漁場施設



養殖場(消波施設)※漁場施設

### 【事業内容】

漁港施設、**漁場施設**の機能保全を行うために必要な措置を実施

- 機能保全計画の策定(施設の機能診断を含む。)
- 保全工事の実施

### 【採択要件】

- 第1種又は第2種漁港の場合は次のいずれかを満たすもの
  - 利用漁船の実隻数が50隻程度以上
  - 登録漁船隻数が50隻程度以上
  - 陸揚金額が1億円程度以上 等
- 第3種又は第4種漁港であること
- 漁場施設(増殖場、養殖場)については、当該漁場を利用している漁船の本拠地となる漁港の港勢要件が(1)又は(2)に該当するものであること。**

漁場施設等を対象施設に加えることで、概ね30～40%のライフサイクルコストの削減が可能。

図-4 水産基盤ストックマネジメント事業（拡充）

## 1 農山漁村地域整備交付金（H22概算決定額：1,500億円）の概要

- 農・林・水にまたがる広範かつ多様なメニューを包括しており、地方は自らの計画に基づく総合的な整備が実施可能
- 事業効果を高めるため、地方の創意工夫による効果促進事業が実施可能(全体事業費の一定割合以内)
- 地方の裁量による予算の弾力的かつ機動的な運用が可能

制度の概要	【補足事項】
(1) 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した <b>農山漁村地域整備計画</b> を策定し、これに基づき事業を実施 (2) 以下の事業を総合的に実施することが可能 ① <b>農業農村基盤整備事業</b> 農業用排水施設整備、ほ場整備、農地防災、農業集落排水施設整備、集落基盤整備、中山間総合整備、畜産環境総合整備 ② <b>森林基盤整備事業</b> 路網整備、果有林の間伐等の森林整備、予防治山、水土保全治山、山地災害総合減災対策治山、共生保安林整備統合、保安林管理道整備 ③ <b>水産基盤整備事業</b> 漁港施設整備、漁場造成、水域環境保全、漁港漁村環境整備、漁場保全の森づくり ④ <b>海岸保全施設整備事業</b> 海岸保全施設整備、海岸環境整備、津波・高潮危機管理対策 ⑤ <b>効果促進事業</b> 農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、上記事業①～④と一体となって事業効果を高めるために必要な事業(全体事業費の20%以内) (3) 国から都道府県に交付金を交付し、 <b>都道府県は自らの裁量により地区毎に配分</b> 都道府県の裁量で地区間の融通、施設間の融通が可能 【事業実施主体等】 ○交付先：都道府県、市町村 ○実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、森林組合、森林整備法人、漁協等 ○補助率：既存事業の補助率等	○農山漁村地域整備計画の主要項目について ①計画の名称 ②計画の目標 ③計画の期間(概ね3～5年) ④計画の目標を達成するために必要な交付対象事業 ⑤計画の期間における交付対象事業の全体事業費 ⑥交付対象事業の効果の把握及び評価に関する事項 ○対象となる交付金事業について ・左記のメニューを実施可能な既存事業を本交付金に統合化 ・各メニューの実施要件、補助率は既存事業を踏襲 ○効果促進事業のイメージ ①農業農村基盤整備事業 ・排水路の補修による漏水の防止 ・暗渠などの小規模な排水対策 ・減災効果を高めるハザードマップの作成 等 ②森林基盤整備事業 ・山地災害への警戒避難体制の整備 ・郷土樹種による修景植栽 ・施業の集約化に向けた森林所有者への働きかけ ・施業の集約化に向けた現地検討会 等 ③水産基盤整備事業 ・防風柵の整備 ・養場の食害防止対策、移植 ・種苗放流の実施 等 ④海岸保全施設整備事業 ・津波・高潮ハザードマップの作成、防災訓練 ・防災のための資機材備蓄 等

図-5 農山漁村地域整備交付金の概要

## 第12回日韓漁業共同委員会の結果について

資源管理部国際課

### はじめに

平成22年2月12日、第12回日韓漁業共同委員会が韓国ソウル市で開催され(日本代表：山下水産庁次長)、日韓両国の排他的経済水域 (EEZ) 内における相互入漁条件等について合意されましたので、その背景及び結果概要についてお知らせいたします。

### 現 状

日韓漁業協定 (協定) の履行状況をみると、日韓両国の排他的経済水域内における相互入漁条件については、平成14年に両国漁船の総漁獲割当量と操業許可隻数の等量・等隻の実現、平成17年には従来の漁業種類別漁獲割当量に代えて魚種別・漁業種類別漁獲割当量の導入がなされ、最近はそれらの原則の下で操業条件が定められている。一方で、韓国漁船の日本EEZ内での違法操業は後を絶たず、日本漁船との操業トラブルが依然として頻発している状況にあり、早急な対策が求められている。

また、協定第9条1に定める水域、いわゆる「日本海の暫定水域」における海洋生物資源の管理については、我が国から韓国政府に対し、協定の諸規定に基づいて、この水域の海洋生物の保存及び管理に関する措置について日韓漁業共同委員会 (共同委員会) で協議し、両国政府に勧告するよう、あらゆる機会をとらえて申し入れをしてきたにも関わらず、韓国側はこれを一貫して拒否し続けている。日本の研究者によれば、日本海の暫定水域のカニ資源は、日本EEZ内に比較して小型のものが多いなど、資源は悪化状態にあり、また日韓漁業者間の操業トラブルも多発していることから、我が国としては、速やかに協議を行うよう主張してきている。

なお、日本海の暫定水域で操業秩序については、平成11年より両国民間団体による協議が行われており(民間協議)、これまでに島根県隠岐島北方水域 (隠岐北方) でのズワイガニ漁場交代利用、島根県浜田沖 (浜田沖) の一部漁場での日本漁船による操業等が実現したものの、韓国側による民間協議合意事項の不履行や韓国漁船が廃棄したと思われる漁具の影響により日本側が実質的な操業ができないなど、民

間協議が円滑に推移しているとは言い難い状況にある。

### 結果概要

#### 1. 両国EEZ内における相互入漁条件

##### (1) 総漁獲割当量及び操業許可隻数

総漁獲割当量及び操業許可隻数は、等量・等隻の原則に基づいて、本年3月1日から翌年2月末までの平成22年漁期には、日韓それぞれ総漁獲割当量6万トン (対前年比同)、操業許可隻数900隻 (対前年比40隻減) とされた。

相互入漁条件の決定に当たっては、累次の政府間協議を通じ、漁獲割当の対象となる水産資源の資源状況について情報交換するとともに、操業規制の必要性など互いの関心事項について協議を行っている。

水産資源の資源状況については、共同委員会の下部機構として設置されている日韓海洋生物資源専門家小委員会において、平成22年漁期の漁獲割当に関連する水産資源の資源状況等について情報交換を行った。同小委員会では、日本EEZ内では、サンマ、マアジ、サバ類、マイワシ、スルメイカ、カレイ類、マダイ、タチウオ、サワラの9種類について、韓国EEZ内では、マアジ、マイワシ、サバ類、スルメイカ、カレイ類、マダイ、マアナゴ、タチウオの8種類について、それぞれ相手国の漁船に対して漁獲割当量を設定することとされた。総漁獲割当量6万トンの魚種別・漁業種類別の内訳は平成21年漁期と同様で、このうち韓国側の関心が特に高いタチウオの日本EEZ内での割当量は、平成21年から平成23年漁期までの3年間は2,080トンに固定されている。

操業許可隻数については、対前年比で40隻を削減することとした。これは、韓国はえ縄漁船による日本EEZ内での違法操業が巧妙化、悪質化していることに加え、日本のはえ縄漁業や沿岸漁業との操業トラブルが頻発している現状を踏まえ、今回共同委員会では、韓国はえ縄漁船15隻を含め削減することとしたものである。

##### (2) 漁業取締等

日本EEZ内での韓国漁船の管理・取締については、日韓漁業取締実務者協議等の場を通じて対策等を協議しているが、今回共同委員会では、韓国漁船の違法操業を防止するための措置を強化するため、韓国漁業指導船の積極的配置、韓国漁業者が固定式漁具を敷設する場合には浮標に漁業者情報を記載する漁具実名制の徹底、操業実態の透明化を確保するGPS航跡記録保存の義務化の実施等が合意された。また、日本海の暫定水域に隣接する日本EEZ内では、韓国



日韓漁業協定関係図

漁業者が違法操業の際に廃棄したと考えられる漁具(廃棄漁具)の回収費用の負担のあり方についても協議が行われ、引き続き、両国政府間で協議する場を設定することとされた。

## 2. 日本海の暫定水域における資源管理等

日本海の暫定水域における海洋生物資源の管理については、協定では、共同委員会での協議と勧告等を通じて協力するとされているが、韓国側は、協定の解釈が日本側とは異なっている等の理由から、協定上の義務である協議は一貫して拒否している。また、この水域の資源管理は民間団体間の協議を通じて推進していくべきと主張している。一方で、今回共同委員会では、資源管理とも関連する韓国漁船の減船、海底清掃の推進、民間協議の支援などの事項については実質的な協議が行われている。

韓国漁船の減船については、日本海の暫定水域のカニ資源の保護に資するため、韓国側は、この水域に出漁するカゴ漁船や刺し網漁船の減船を優先して実施することに改めて合意し、今後、減船結果などについて日本側に情報提供することとされた。

他方、これまでの民間協議では、平成12年に隠岐北方のズワイガニ漁場の交代利用について合意されたが、平成18

年頃までは韓国側の民間合意不履行が続いた。最近では、日本側漁業関係者による度重なる交渉や日韓両国政府の支援により、韓国側も民間合意を履行するようになっていたが、平成21年漁期には再び韓国側の民間合意不履行により日本漁船が長期間操業できない事態が発生した。また、隠岐北方とともに優良なズワイガニ漁場である浜田沖に関しては、これまでなかなか進展が見られなかったが、平成21年漁期には一部水域において、ようやく日本漁船(沖合底びき網漁業)の操業が実現した。しかし、隠岐北方及び浜田沖ともに、実際に日本側が操業を行っても、漁場に廃棄された韓国漁具(カゴ、刺し網等)が大量にあつたり、それらが網に絡まるなどにより満足の行く操業はできない状況であった。

このため、今回共同委員会では、日韓両国は、この水域における海底清掃事業を維持・拡大することを確認するとともに、民間協議の実効性を高めるため、日本海の暫定水域の操業に関係する漁業者の民間協議の当事者となる団体への加入を指導することなどが合意された。

なお、今回共同委員会(小委員会全体会合)より、漁業者の視点を加味した協議が行われ、両国漁業者代表(日本側：大日本水産会専務)が参加し、今後とも引き続き参加することとされた。

### 回遊魚

## 鯛や平目の舞踊り

日本人なら誰しも、漁師の浦島が子供に虐められている亀を助け、そのお礼に竜宮城で乙姫様から歓待を受けるというお伽噺の『浦島太郎』を聞いたことはあるだろう。

この噺は、親孝行な息子が母親のために楽しい状況を捨てて帰ったにもかかわらず、悲劇的な結末を迎えるという、子供に話すものとしては稀有な衝撃性を持っており、その対照としての竜宮城の場面が際立っていた。そこに登場してくるのが「鯛や平目の舞踊り」であり、一体どんな踊りなのか、非常に興味を持った。同様な感情を抱いた人も多いのではないかな。

私が子供の頃の40年前は、「鯛」や「平目」という魚が持つ高級感が、この場面に何となく豪華さや煌びやかさを感じさせていた。しかし、その後、養殖が盛んになったお蔭で、鯛や平目が庶民の魚となって割安になり、また、生簀で大量に泳いでいる映像を見たりすようになった。今の子供達には、竜宮城や踊りが以前のように興味をひく主体となり得ないのではないかと不安がよぎる。

また、中学生の時、アインシュタインの相対性理論に関する一般書を読んでいたが、「浦島太郎」の噺に思いがけず出会ったことを覚えている。運動している物体の経過時間は、静止している物体のそれに比べて相対的に遅くなり、光速に達すると時間は停止するはずであるという記述とともに、この効果について宇宙船の乗組員が呈する状況を浦島太郎に例えて説明していた(これを俗に「ウラシマ効果」と呼ぶらしい)。昔話というのは意外なほど真理に通じ、未来を暗示している場合がある。

既に漁師が命の危険を冒して漁を競う時代が終わりつつある。多くの国で栽培漁業が盛んになり、世界の漁獲量の半分が養殖によるものとなった。本格的な200海里の時代が到来して、資源管理型漁業が進められている。また、世界の各海域には、魚種によっては地域漁業管理機関も設置されてきている。「海」は限りない豊かさを有するものではなく、水産資源の枯渇の危険性を孕んだ限りある場と見なされるようになった。かつての「宇宙空間」のようなものから「巨大な水槽」に変容し、人口の爆発的増加や社会経済の発達によってその容積は大きく縮小する方向にある。

しかし、各国の対応はマチマチであり、世界全体として水産資源を持続的に利用しようとする思想を徹底するには時間がかかりそうだ。我が国が先頭に立って積極的なリーダーシップを発揮できるようにしたいものである。浦島太郎のように、「玉手箱」を開けるしかない事態は避けなければならない。



漁政部企画課長  
徳田 正一

## プレスリリース 3月分

発表年月日	発表事項名	担当課
H22.3.4	「瀬戸内海広域漁業調整委員会」の開催について	管理課
H22.3.5	「水産政策審議会 第28回 企画部会」の結果について	企画課
H22.3.5	「国際捕鯨委員会 (IWC) の将来に関する小作業部会」及び「IWC中間会合」の結果について	遠洋課
H22.3.5	「インド洋まぐろ類委員会 (IOTC) 第14回 年次会合」の結果について	国際課
H22.3.9	「日本海・九州西広域漁業調整委員会」の開催について	管理課
H22.3.12	「ワシントン条約 (CITES) 第15回 締約国会議」の開催について	漁場資源課
H22.3.12	「日ロさけ・ます漁業交渉」の開催について	国際課
H22.3.12	山田農林水産副大臣の海外出張について	国際課
H22.3.15	韓国はえ縄漁船の拿捕について	管理課
H22.3.17	「太平洋広域漁業調整委員会」の開催について	管理課
H22.3.19	山田農林水産副大臣の海外出張について	国際課
H22.3.19	「日ロ漁業合同委員会 第26回 会議」の結果について	国際課
H22.3.25	平成21年度第3回太平洋イワシ・アジ・サバ等長期漁海況予報	漁場資源課
H22.3.25	平成21年度第2回対馬暖流系アジ・サバ・イワシ長期漁海況予報	漁場資源課
H22.3.26	「日・モロッコ政府間漁業協議」の開催について	国際課
H22.3.26	「水産政策審議会 第22回 漁港漁場整備分科会」の開催について	計画課
H22.3.26	「ワシントン条約 (CITES) 第15回 締約国会議」の結果について	漁場資源課
H22.3.26	山田農林水産副大臣の国内出張について	加工流通課

## 水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班  
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階  
代表 03-3502-8111 (内線6505)  
URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

[ご意見](#) [ご質問はこちらへ](#)

URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>